

180日を超える入院（選定療養）に関する事項

当院では、健康保険法の規定に基づき、同じ病名で他の医療機関を含めた通算の入院期間が180日を超える患者さんのうち、厚生労働大臣が定める状態（※後述）に該当しない方については、入院料の一部を「選定療養費」としてご負担いただいております。

当院における対象病棟について この規定は、当院の「一般病棟（地域一般入院料3）」にご入院されている患者さんが対象となります。「地域包括ケア病床」および「療養病棟」にご入院中の患者さんは、180日を超えた場合でもこの選定療養費の対象外（ご負担なし）となります。

1. 選定療養費の額（1日につき・税込）

- 一般病棟（地域一般入院料3）にかかる選定療養費：2,420円
（入院基本料の15%相当額を「選定療養費」として申し受けます）
※この費用は、通常の入院費（保険診療の自己負担分）に加えて別途ご負担いただくものです。

2. 入院期間の計算（通算入院期間）について

- 入院期間は、当院での入院日数だけでなく、同じ病名で他の病院に入院していた期間も通算されます。
- 退院後、別の病院に再入院された場合でも、その間の期間が3ヶ月（90日）以内であれば、前の病院での入院日数と合算されます。
- 入院時に、他の医療機関からの「退院証明書」のご提示をお願いしております。正確な通算入院期間の把握にご協力ください。

3. 選定療養費のご負担が免除される方（対象外）

以下の項目に該当する患者さんは、180日を超えて入院されている場合でも、従来通り保険診療（選定療養費なし）でご入院いただけます。

- 厚生労働大臣が定める状態（難病、重度の肢体不自由、人工呼吸器の使用、透析、がん末期など）にある方。
- 著しい精神症状により入院が継続して必要な方。
- その他、医学的理由により継続的な入院治療が必要であると医師が判断した方。

4. ご留意事項

長期の入院により選定療養費が発生する可能性がある場合には、事前に医事課スタッフまたはソーシャルワーカーよりご説明いたします。退院後の療養場所や転院、介護保険の利用についてのご相談は、随時承っております。